

長野県報

6月16日(木) 令和4年 (2022年) 第313号

目 次

告 示

	救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	1
	救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医療政策課)	1
	生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課)	2
	生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出(地域福祉課)	2
	生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出(地域福祉課)	3
	生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課)	3
	生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課)	3
	公共測量の実施 (3件) (建設政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
	道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
	参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日(選挙管理委員会)	5
公	· 告	
	表彰規則に基づく表彰(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	特定調達契約に係る一般競争入札 (財産活用課)	7
	大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧 (2件) (産業政策課)	9
	都市計画の図書の写しの送付及び縦覧 (5件) (都市・まちづくり課)	12
	地方公務員等共済組合法に基づく令和3年度決算の要旨(市町村課)	

各川泉

長野県告示第325号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。 令和 4 年 6 月 16 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	令和7年6月15日

医療政策課

長野県告示第326号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。 令和 4 年 6 月 16 日

長野県知事 阿 部 守 一

名	称	所	在	地	認定の有効期限
市瀬整	形外科	飯田市川路	₹4825		令和7年6月15日

医療政策課

長野県告示第327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
すがわら整形外科クリニック	上田市長瀬3584-2	令和4年4月1日
しもすわ肛門胃腸内科クリニック	諏訪郡下諏訪町栄町5031番地18	令和4年5月1日
いいだの森歯科こども歯科クリニック	飯田市鼎切石4079-1	令和4年5月2日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の 名称	訪問看護ステーション等の 所在地	指定年月日
株式会社わらわ	安曇野市穂高8307-3	訪問看護ステーションわら わ	安曇野市豊科高家5211番地 4	令和4年5月1日

地域福祉課

長野県告示第328号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

4 称	称 所 在 地	変更事項		変更年月日
和 你		新	旧	多 丈 平 万 1
びぜんや薬局	下伊那郡豊丘村神稲3028- 3	下伊那郡豊丘村神稲3028- 3	下伊那郡豊丘村神稲133- 1	平成30年4月1日

地域福祉課

長野県告示第329号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名称	所 在 地	辞退年月日
平林メンタルクリニック	北安曇郡池田町大字池田2463-3	令和4年4月8日

地域福祉課

長野県告示第330号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
代田耳鼻咽喉科医院	飯田市東和町2丁目18番地	令和4年5月16日

地域福祉課

長野県告示第331号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名称	所 在 地	廃止年月日
中山薬局	諏訪郡下諏訪町18番地	令和4年3月31日
すがわら整形外科クリニック	上田市長瀬3584-2	令和4年3月31日
下里医院	安曇野市明科七貴5891-1	平成29年10月29日

地域福祉課

長野県告示第332号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者又は助産師

A	夕 钦		変更事項		変更年月日
1 2	名 称 所 在 地	新	旧	发 史 平 月 日	
小林	充人	中野市壁田868-1	中野市壁田868-1	中野市壁田1112	令和4年5月2日

2 施術所又は助産所

名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
4 杯		新	旧	2 发 平 万 日
ながおか整骨院	中野市壁田868-1	中野市壁田868-1	中野市壁田1000-16	令和4年5月2日

地域福祉課

長野県告示第333号

長野県上田建設事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

令和4年6月10日から令和5年1月23日まで

3 作業地域

上田市、東御市、小県郡長和町、小県郡青木村

建設政策課

長野県告示第334号

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共 測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 塩尻市基盤地図修正

2 作業期間

令和4年5月18日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第335号

松川村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共 測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 松川村国土基本図修正業務委託

2 作業期間

令和4年5月19日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

北安曇郡松川村

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、 一般の縦覧に供します。

令和4年6月16日

長野県飯田建設事務所長 太 田 茂 登

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡下條村睦沢9299番の2地先から 下伊那郡下條村睦沢9297番の2地先まで	旧	m 11. $7 \sim 13. 7$	Km 0.0181
同 上	新	8.7 ~ 9.3	0. 0178

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年6月16日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 路 線 名 箕作飯山線
- 2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字町浦1287番の1地先から

下水内郡栄村大字堺字町浦1284番地先まで

3 供用を開始する期日 令和4年6月17日

道路管理課

選告示第10号

令和4年7月10日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和4年6月21日(年齢については、令和4年7月10日)とします。

令和4年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会